

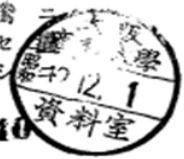
「米価問題と鈴木商店」(大正8年(1919)) 現代語表記版

D611.43
S 32
/

AP-5176

最近數年米價ハ異常ノ低落ヨリ異常ノ騰貴ニ急轉シ爲ニ
 ハ農民ノ生存ヲ脅威シ後ニハ國民一般ノ食料問題ヲ沸騰セシ
 ノ政府及ビ憂國ノ士ヲシテ毎ニ之ガ調節ニ苦心セシメタリ此
 ノ時ニ當リ平素米穀需給ノ業ニ從ヘル者國家社會ノ爲ニ自己
 ノ利益ヲ犠牲トシテモ進んで最善ノ努力ヲ爲シ調節ノ目的ニ
 貢獻スル所ヲタシテハアルベカラズ乃チ我が鈴木商店ハ米穀有
 リ餘リテ價格異常ノ低落ヲ來セシ際ニハ進んで之ヲ海外ニ輸
 出シ内地産米不足シテ價格異常ノ騰貴ヲ爲セル際ニハ外米及
 ビ鮮米ヲ輸入シ以テ國家ノ急要ヲ充タシ國民ノ困窮ヲ輕減
 スルニ努メタリ是誠ニ以テ衷心欣快トスル所ナルモ敢テ自カ
 ラ其ノ功ヲ誇ルベキニアラズ蓋シ鈴木商店ノ爲セル所ハ政府

緒言



C23d 540

原文は縦書き、旧字体、カナ混じり文。これを新字体・横書き・ひらがな文に変換し、適宜、ルビ文字を追加したもの。原文で、文字右に“○”を付加し強調されている部分は下線を付けた。

(1) 原文(写)は鈴木商店記念館ホームページの関連資料コーナーをご参照ください。

(2) 米の単位

| | | |
|--------|---------|---------|
| 1石 | 150kg | 180ℓ |
| 1俵 | 60kg | 72ℓ(4斗) |
| 1斗 | 15kg | 18ℓ |
| 1升 | 1.5kg | 1.8ℓ |
| 1斤 | 0.6kg | - |
| (1ポンド) | 16.38kg | - |

| 目次 | | 現代語表記版ページ |
|--------------|------------------------|-----------|
| 緒言 | (本書発行の背景・動機) | 1 |
| 第1章 日本米輸出の顛末 | (1)大隈内閣時代の調整米買上 | 1 |
| | (2)調整米輸出 | 2 |
| | (3)サンフランシスコ玄米輸出に伴いたる風説 | 2~3 |
| | (4)ウラジオストック輸出 | 3 |
| | (5)マルセイユ輸出 | 3 |
| 第2章 外米取扱の顛末 | (1)管理令施行前の取扱 | 3~4 |
| | (2)管理令施行の取扱 | 4~5 |
| | (3)新規買入 | 5~9 |
| | (4)外米の配給 | 9~11 |
| 第3章 朝鮮米取扱始末 | (農商務省に進言し、実施した買付・販売) | 11~14 |
| 結論 | (まとめ) | 14 |

米価問題と鈴木商店

鈴木商店米部, 1919.2 (大正 8 年)

緒言

最近数年、米価は異常の低落より異常の騰貴に急転し為に、曩には農民の生存を脅威し、後には国民一般の食料問題を沸騰せしめ政府及び憂国の士をして毎に之が調節に苦心せしめたり。此の時に当り、平素米穀需給の業に従える者、国家社会の為に自己の利益を犠牲としても進んで最善の努力を為し、調節の目的に貢献する所なくんばあるべからず。乃ち、我が鈴木商店は米穀有り余りて価格異常の低落を来せし際には、進んで之を海外に輸出し、内地産米不足して価格異常の騰貴を為せる際には、外米及び鮮米を輸移入し、以て国家の急要を充たし、国民の困窮を軽減するに努めたり。是誠に以て衷心欣快とする所なるも敢て自から其の功を誇るべきにあらず。蓋し鈴木商店の為せる所は政府の政策に順応し、或は其の命令に従い進退せしに外ならざればなり。然るに世間之を誤解し曲解するものありて、甚だしきは当店の行為を讒誣し事情に迂遠なる者をして怨みを当店に懐かしむるに至れるあり。8月12日夜の変災は此等悪意ある曲解者が無辜の良民を煽動して敢て不善を働かしめ憐れむべき地位に陥れたるものと云うを得べし。今や民心冷静に復し吾人の云わんと欲する所、漸く其耳に入り易からんとす。茲に米価調節問題と鈴木商店との関係如何なりしやを事実^{じじつ}に徹^{てつ}して闡明^{せんめい}せんと欲す。之に依て其の真相を知るに至らば曩時の誤解者も釈然として氷解するを得ん。

第1章 日本米輸出の顛末

(1) 大隈内閣時代調節米買上げ

明治43年1月正米(中米)11円50銭より大正元年12月28円80銭の稀有の高値を現したる迄米価は漸騰を続けたるにより一般に喰延しのため消費量漸減したる事、大正2年定期に台鮮米の代用を許したる事、大正3年実収高5700万石の豊作を得たる事、等の諸因に加うるに欧州大乱勃発後一時経済界の不振あり。彼是相待ちて米価は漸落底止する所を知らず、大正3年12月には遂に12円迄低落したるを以て、時の大隈内閣は米穀買上げを以て米価を調節し農民の窮乏を救わんとし、各地に於て実米を買上げたるが定めし其の結果なるべし。大正5年1月には14円60銭迄引戻したるも大正4年5590万石を産し供給再び潤沢となり、政府買上策は以て大勢を左右するに由なく大正5年6月には13円に低下し、尚低落の趨勢は大河の決潰するが如く弥縫の策を以て阻止する事能わざるを見るや、時の政府は我鈴木商店に望むに内地米の海外輸出を以てせると同時に一般社会が米市場に対する要求は海外輸出により米価を引上げ以て農民を救済せんとするにありたり。

(2) 調節米輸出

茲に於てか我鈴木商店は政府の米価調節の主旨を体し、社会の要求に聴き曩に政府の買上げたる米の内、**大正 5 年 6 月大阪並に兵庫に於ける在米 4 万 6030 石を建値 11 円 80 銭にて引受けたる**を始めとし、**大正 6 年 5 月 11 万俵を建値 15 円 11 銭にて政府より買受けし**を終わりとし、其間政府の主旨を体し順次中国九州地方にて玄米を買集め岡山精米所、大里精米所に於て 71 万俵を精白し主として英国仏国並に革命前の露国政府に供給したる外、玄米の儘マルセイユ、サンフランシスコ等へ輸出したるもの約 15 万俵に及べり。斯の如く日本米輸出のため、**尽瘁したるは決して区々たる利己心の為に非ず、時の政府の主旨を体し米価調節に資せんとする精神に他ならざりしなり。何となれば元来米の輸出の如きは比較的薄利の商売にして船腹の欠乏せる戦時にありて同一の船腹を利用すれば他に有利なる輸出商品多々あるに拘らず敢て米の輸出に尽力したるもの、豈自己の利益をのみ慮かる者の能くする所ならんや。**

茲に於て其際政府より我商店に売下げられたる調節米契約の内容を開示せば当時の状態を最も雄弁に説明し得るならんと信ずるに依り、左（下）に其大要を摘記し参考に供す。

米売渡契約書第 5 条

買受人は買受米全部を其儘又は精白の上、大正 6 年 6 月 30 日迄に外国に輸出し其旨届出づべし。交換其の他如何なる名義を以てするも、内地市場に出すことを得ず。但し契約担任者に於て台付其他の事由に依り品痛みの為め輸出に適せずと認めたるものに就ては買受人に於て便宜市場に於て交換の上輸出するも妨げなし。前項の期間内に輸出したるときは 180 日以内に帝国領事の輸出証明書又は契約担任者に於て適当と認むる証明書を提出すべし。買受人前二項の規定に違背したるときは違約金として内地市場に出したる石数又は輸出未満の石数若くは輸入証明書提出未満の石数に対し一石に付、金 5 円の割合を以て算出したる金額を指定の期間内に金庫に納付すべし。但し一石未満は一石に切上げ計算するものとす。（以下略す）

(3) サンフランシスコ玄米輸出に伴いたる風説

然るに大正 6 年 5 月の事なりき。某紙は鈴木商店がドイツへ日本米の輸出をなしつつありと讒誣せり。斯かる事の不可能なるは少しく当時の貿易状態を知る者の能く察する所なれども江湖の誤解を正さんため左（下）に当時の事情を記述すべし。

同年 4 月 25 日頃のことなりき。サンフランシスコ ハインド、ロルフ商会より当時上海渡にてノルウェー船「ポーランド」号を買取り米国へ廻船するに付、其途日本米 2500 トン積取りたし、同船は 5 月 7 日頃門司へ到着すべしとて商談申込ありたり。斯の如き短時日に玄米 2 千余トンを買集め輸出向に適する様精選し荷造を改造するが如きは実際に通ずる者の皆能く其の不可能に近きを知る所なるべし。然れども敏活迅速を旨とせる我鈴木商店は進んで右（上）の商談に応じ 28 日契約を締結し、爾来日夜人を防長地方に派し稍高価なる代償を支払いて廻米を迅速ならしめ玄米精選荷造のため倍額の賃金を支払いて人夫を吸

収し解舟を寄せ集めたり。是れ固より己むを得ざる処置なるも之が為に他商店が人夫解を奪われ迷惑を感じたる向もありたるにや。斯る高価の賃金を支払いて尚且利益を得る如きは普通の商売には非ざるべしとの憶測と恰かも船はノルウェー国籍なりしを以て某紙はにする者の反間策に乗ぜられ斯る不詳なる流言を傳布せしなるべし。然れども当店は契約の当初より買手たるサンフランシスコの「ハインド、ロルフ」商会の身元に就きては篤と調査しあり、組合員の一人「ロルフ」氏はサンフランシスコ市長にして、「ハインド」氏亦名望高き資産家なり。敵国と商関係ありや否やは識者の能く知る所なり。其後同船は5月11日門司出帆、無事サンフランシスコに着、同地にて荷揚し米は米国内地及びカナダに於て消費せられたり。

(4) ウラジオストク輸出

之より以前、露国帝政政府時代のモスクワ市購買組合へ日本米20万「プード」、サイゴン米30万「プード」の供給契約を締結し順次、ウラジオストクへ積出したるが、某紙は是も亦ドイツに行くなるべしなど見戯に類する記事を掲載せり。当時のドイツ・ロシアの交戦状態を知る者は一笑に附する所なるべし。

(5) マルセイユ輸出

大正6年7月藻寄丸を以てフランスへ3500ト玄米輸出をなしたり。当時某紙は鈴木商店は海外輸出に名を借り大規模に内地米の買占をなしつつありとの流言を傳え定期者流、亦此浮説を利用して買煽りの材料とせり。然れども何ぞ囿らん此マルセイユ輸出米は全然輸出の目的を以て政府より買受けたる調節米の一部にして、一粒たりとも一般市場より買取りたるもの無きを。仮に一步を譲りて市場より多少の買集を為したりとするも尚当時の市価は16・7円にして米の海外輸出を以て一般農民を救済すべく官民共に要求したる時代なりしを、奈何せん鈴木商店が買占により米価を暴騰せしめたりという風説は全く事実無根にして我商店が米の海外輸出をなしたる頃は寧ろ政府と社会の要求に応じたるものなる事を察するに足らん。而して上記大正6年7月出帆の藻寄丸こそ実に当商店が米輸出の最終にして爾来一も米の輸出を企てたることなし。亦以て騒擾当時の米価騰貴に何等の関係なきことを知るべし。

第2章 外米取扱の顛末

(1) 管理令施行前の取扱

当店は大正6年春以来、ラングーン、サイゴン米を米国へ仲継貿易し来りたるが大正6年米作第2回収穫予想5495万石と発表せらるるや既に早く大正7年度に於て330~340万石の供給不足あるべきを察知したり。

(註) 右 (上) 弊店のなしたる予想の根拠左 (下) の如し

大正 4 年の人口調査、台湾朝鮮を除き 5443 万 9000 人に 1 カ年 60 万の人口増率を加算し大正 7 年の人口を 5563 万人と計算し、一人当り消費高 1 石 04 升とせんか大正 7 年の消費量は 5786 万石となり台鮮米の移入はあれども好景気の為め消費増加すべきを以て結局 330~340 万石の供給不足となるの計算を立てたり。

於茲乎、外国米取引に従事せる当店として外米の内地輸入を企つべきは商策としても社会に対する義務としても極めて緊要なるに鑑み漸次産地に買附をなし管理令施行前に於て左 (下) の通り輸入販売せり

| | | | | |
|----------|----|-----|-------------|--------|
| 1 月 20 日 | 入港 | 大図丸 | 3 万 5000 袋 | ラングーン米 |
| 3 月 6 日 | 同 | 愛国丸 | 3 万 8000 袋 | 同 |
| 4 月 1 日 | 同 | 大図丸 | 3 万 5300 袋 | 同 |
| 5 月 20 日 | 同 | 京都丸 | 3 万 1096 袋 | 同 |
| 5 月 8 日 | 同 | 井出丸 | 5 万 3000 袋 | 同 |
| 3 月 23 日 | 同 | 隆昌丸 | 3 万 6451 袋 | サイゴン米 |
| 5 月 6 日 | 同 | 豊富丸 | 2 万 8116 袋 | 同 |
| | 計 | | 25 万 6963 袋 | |

(2) 管理令施行の取扱

勅令第 92 号を以て外米管理の事行われ

| | | | |
|--------|------|------|----------|
| サイゴン米 | 神戸門司 | 倉渡百斤 | 7 円 50 銭 |
| ラングーン米 | 同 | 同 | 7 円 70 銭 |

を以て指定売渡値段と定めらるるや一般市場の手持者は大打撃を蒙る事となりたるにつき、特に 5 月 17 日を限り一般市場の手持を

| | | | |
|--------|------|---|----------|
| サイゴン米 | 神戸門司 | 沖 | 8 円 20 銭 |
| ラングーン米 | 同 | 同 | 8 円 40 銭 |

の値段を以て指定商人の手を経て政府へ買上ぐる事に決定せられ、**当店亦指定商人として**左 (下) の通り買上の手続を了せり。

| | |
|---------|------------|
| ラングーン白米 | 4566 袋 |
| サイゴン白米 | 6 万 2705 袋 |
| サイゴン玄米 | 5222 袋 |
| 計 | 7 万 2493 袋 |

外米管理規則第 2 条 (本則施行前に輸入の目的を以て買入れたる外国米にして其輸入者の所有に係るものに付いては其所有者は本則施行後一か月内に限り農商務大臣に対し其買入れを請求することを得、但し其買入価格は其外国に於ける買入原価運送賃及諸掛りを加えたる金額を超ゆる事なし) により、本店が貴重なる船腹を利用して買付けたるものを其利

益を犠牲に供し原価にて政府に提供したるもの左（下）の如し。

ラングーン米

| | | | |
|--------|----|-----|---------|
| 7月21日 | 入港 | 神明丸 | 2万袋 |
| 7月31日 | 同 | 泰平丸 | 3万6200袋 |
| 8月5日 | 同 | 大図丸 | 3万袋 |
| 9月9日 | 同 | 多摩丸 | 2万6000袋 |
| 9月7日 | 同 | 大雄丸 | 2000袋 |
| 10月13日 | 同 | 海福丸 | 2万4440袋 |

サイゴン米

| | | | |
|-------|----|-----|----------|
| 6月23日 | 入港 | 隆昌丸 | 2万7077袋 |
| 計 | | | 16万5717袋 |

(3) 新規買入

農商務大臣の命令により新規買附をなしたるものは左（下）の如くなるが、^{これまで}是亦百斤30銭の口銭を以て産地に買附をなし積取船を廻航し輸入し地方実需口に小口に分ちて販売するの手数を思はば余り歓迎すべき商売に非ざるも奉公の一念を以て新規輸入に努めたるものなる事、識者の認むるところなるべし。

ラングーン米

| | | | |
|---------|----|-------|---------|
| 5月27日 | 入港 | 乾坤丸 | 2万0704袋 |
| 6月1日 | 同 | 大図丸 | 3万5566袋 |
| 7月2日 | 同 | 盛福丸 | 3730袋 |
| 7月20日 | 同 | 神明丸 | 8564袋 |
| 8月5日 | 同 | 大図丸 | 5470袋 |
| 8月16日 | 同 | 敦賀丸 | 2万0531袋 |
| 9月7日 | 同 | 大雄丸 | 7万6000袋 |
| 9月30日 | 同 | 安陽丸 | 2万3232袋 |
| 10月13日 | 同 | 海福丸 | 1万6240袋 |
| 10月25日 | 同 | 弁天丸 | 2万8400袋 |
| 9月4日 | 同 | 第六霧島丸 | 2万6290袋 |
| 10月6日 | 同 | 武州丸 | 3万2500袋 |
| 9月30日 | 同 | 泰平丸 | 3万5200袋 |
| 9月22日 | 同 | 廣東丸 | 2万8000袋 |
| 10月15日 | 同 | 幸丸 | 2万9400袋 |
| 11月5日頃 | 同 | 豊岡丸 | 5600袋 |
| 11月10日頃 | 同 | 弥彦丸 | 3万2000袋 |

サイゴン米

| | | | |
|--------|----|--------|----------|
| 6月21日 | 入港 | 袖ヶ浦丸 | 2497袋 |
| 7月8日 | 同 | 日英丸 | 2万1808袋 |
| 7月10日 | 同 | 共同丸 | 2万4346袋 |
| 7月30日 | 同 | ハドソン丸 | 5万4044袋 |
| 9月28日 | 同 | パネー号 | 3万0860袋 |
| 12月1日 | 同 | 幸丸 | 3万0098袋 |
| 10月19日 | 同 | 大連丸 | 2万0111袋 |
| 11月1日頃 | 同 | 神明丸 | 3万0261袋 |
| 8月31日 | 同 | 明海丸 | 4167袋 |
| 9月3日 | 同 | ボルネオ丸 | 2515袋 |
| 9月19日 | 同 | 美津丸 | 5515袋 |
| 9月13日 | 同 | ヂェンバー号 | 3958袋 |
| 9月10日 | 同 | 扇港丸 | 6826袋 |
| 計 | | | 66万4435袋 |

即ち管理令施行後取扱累計 90 万 2645 袋に及べり。参考の為、農商務大臣の命令書並に覚書の全文を左（下）に掲載し以て当店の立場を明にせんと欲す。

米第 117 号

命令書

神戸市東川崎町 1 丁目 1 番地
合名会社 鈴木商店

大正 7 年勅令第 92 号第 1 条の規定に拠り其の社を指定するにつき左(下)の事項を命令す。

大正 7 年 5 月 7 日

農商務大臣 仲小路 廉

記

第一条

其の社は内地に輸入する為めになす外国米の買入に付き其の種類、数量、品位、買入価格、輸入の時期、場所、船腹及び保管の場所を予定し本大臣の承認を受くべし。

第二条

本大臣外国米の買入又は売渡を命じたるときは正当の理由なくして之を拒むことを得ず。本大臣必要ありと認むるときは外国米の売渡を差止め又は之を制限することあるべし。

第三条

外国米の内地に於て引渡を為す売渡に付ては左（下）の規程に従うべし。

1. 売渡代価は本大臣の指定したる金額を超ゆることを得ず
2. 一口千袋未満の買受申込を取扱はざることを得、但し公共団体、商業会議所、農会、産業組合、漁業組合、慈善団体及特に臨時外米管理部長の承認を得たる者の申込にして一口 80 袋（8噸^{トン}貨車の一車）以上のものに付ては便宜之を取計うべし
3. 本船入港後に非ざれば売渡を為すことを得ず
前項以外の売渡に付ては予め本大臣の承認を受くべし。其の社は資力信用の薄弱なる者に対し、売渡を拒むことを得

第四条

其社は転売に依りて不当の利益を得んとするものと認むる場合には其の売渡を拒むことに注意すべし。

本大臣は其社が売渡をなす場合に付き、其の買受人との契約に関し一定の条件を附すべき旨を命ずることあるべし。

第五条

本大臣は第三条第一項の指定売渡代価と買入代価、運送賃、関税、保険料、倉庫料、荷造費、陸揚費、出庫費、通関手数料、改貫費、金利其の他の諸掛の総額との差額を補給すべし。此の場合に於ては一定の手数料を附加すべし。

第三条第二項の売渡を為したる場合に於ては前項に準じて補給金の計算を為すものとす。但し其の手数料に付ては本大臣の指定する所に依る。

第一項の買入代価其の他の費用が時価に比し適當なるときは相当の減額を為して第一項の計算を為すべし。

補給金の計算及支払並^{ならび}第一項及第二項の計算上其の社に利益を生じたる場合（手数料を除く）の手数料との差引に関する細目に付ては別に之を定む。

第六条

本命令に従い売渡を為すこと能わざるに至りたるときは本大臣は其の外国米に対し、第五条の総額（但し其の手数料に付ては本大臣の指定する所に依る）と市価との差額を補給すべし。

第七条

本命令に依る補給金に関しては政府は利息を支払うことなし。

第八条

本命令に依り買入れたる外国米の毎月 15 日及月末の現在に付き左（下）の事項を臨時外米管理部長に報告すべし。

1. 内地に於けるものの種類、数量及保管の場所
2. 運送中に属するものの種類及数量
3. 産地に於て買入れたるものの種類及数量
4. 売渡を為したるものの種類及数量

第九条

其の社が本命令に依り外国米の買入及其の積出を為したるときは其の都度、遅滞なく之を臨時外米管理部長に報告すべし。

第十条

其の社は将来外国に輸送する目的を以て新に買入を為したるときは遅滞なく買入年月日、買入地、種類、数量、価格及仕向地を臨時外米管理部長に報告すべし。

第十一条

其の社は本大臣の承認を受けたる一定の帳簿を備^{そな}うべし。
前項の帳簿及外国米の買入、売渡、保管等に関する信書其の他の書類は之を保存すべし。
本大臣は必要と認むる書類の提出を命じ又は官吏をして実地調査を為さしむることあるべし。

第十二条

本大臣は前各条の外、外国米の買入、輸入、移入、売渡、保管等に関し必要なる事項を命じ又は承認したる事項の変更を命ずることあるべし。

第十三条

其の社本命令其の他に基く義務又は関係法令に違反したるときは本大臣の指定を取消し又は補給金額の交付を為さず若くは之を減額することあるべし。

第十四条

本大臣は其の社以外の者に対し指定を為すことあるべし。其の社は之に対して異議を述ぶることを得ず。

第一号 覚 書

大正 7 年 5 月 7 日付命令事項其の他に關し左（下）の事項を取極^{とりきめ}む。

1. 命令第五条の運送賃及陸揚費中に左（下）の諸費を含むものとす。
 - (1) 臨時外米管理部の認めたる傭船契約書面に因る本船の滞船料にして受命者の責に帰すべからざるもの
 - (2) 受命者の責に帰すべからざる^{はしけ} 船の滞泊料
 - (3) 已むを得ざる事由に因り臨時外米管理部の承認を受け代船仕立を為したる為め生じたる運賃の差額
2. 命令第五条の其の他の諸掛は左（下）の事項とす。
 - (1) 荷痛（袋切れ虫喰い）
 - (2) 変質
 - (3) 欠斤^{けつきん}
 - (4) 天災地変戦争其の他受命者の責に帰すべからざる原因に因り積込後販売結了に至る迄の間に生じたる損害にして保険其の他に依りて填補^{てんぽ}せられざるもの
 - (5) 第十二条の命令に依りて生じたる損害にして受命者の責に帰すべからざる事由

に因るもの

3. 命令第五条の金利及為替関係に付ては別に定むる所に依る。
4. 補給金の支払に付ては受命者に於て随時之を請求することを得。
5. 命令第五条の手数料は 100 斤に付、金 30 銭とす。
6. 補給金の計算に於て受命者に利益を生じたるときは其の利益は受命者之を取得す。
此の場合には手数料を支払わず。ただし、大正 7 年 5 月 1 日より起算し其の 6 ヶ月
間毎に於ける利益が其の期間に売渡したる総数量に対する手数料額より少きときは
其の差額を補給す。
7. 命令第六条の場合に於て^{じゆんきよ}遵^{じゆんきよ}拠すべき市価なきときは臨時外米管理部と受命者との
協定価格に拠る。
8. 受命者は命令第一条に依りて承認を受けたる事項、第二条に依りて受けたる命令其の
他重要な事項に付、政府の発表する迄秘密を守るべし。

大正 7 年 5 月 13 日

臨時外米担当部長

神戸市東川崎町 1 丁目 1 番地

合名会社 鈴木商店 代表社員 鈴木よね

東京市芝区芝公園 13 号地

右(上)代理人 長崎英造

(4) 外米の配給

指定外米の配給には特に奉公の精神^{たい}を体し、群町村農会、商業会議所、慈善団体、組合
等の少量注文に^{あえ わずらい}応じ^{いと}敢て^{いと}煩^{いと}を厭わず実需口に配給する事に努め誠心誠意、社会の^{じんすい}為め^{じんすい}尽瘁
せん事を期したり。^{すなわ}乃ち^{すなわ}管理令施行せられ弊店の指定商に任命せらるるや 6 月 5 日附を以
て次の如き注意書を各支店係員に配附したるを以ても当店の誠意のある所、明かなるべし。

大正 7 年 6 月 5 日 金子直吉

拝啓 当店が今回指定外米輸入業者たる特権を得たるは御同慶に堪えざる所にこれ有。
此機に於て当店は一意奉公の誠^{まこと}を致し、以て政府の米価調節^{かそうみん}下層民救済^{むね}を旨とする政策に
順^{じゆんのう}応し一面社会公衆の福利に貢献したき念慮にこれ有^{おひ}候^{こと}に付ては本支店各所に於て事に
外米の事務に従わるる各位は深く此の趣旨^{たい}を体し、遺算^{いさん}なきを期せられ度。御承知^{ごと}の如く
市井小売の輩^{しせいこうり}が薄利^{やから}の事業^{はくり}を営^{いと}むに当りては往々公正ならざる商策^{しょうさく}を試^{こころ}むるものなき
を保^ほすべからざるものに候^{そうら}えば当店の此の事業^{ごと}の如きも^{はか}図^{はか}らざる方面^{ぎしん}より疑心^{さしはさみ}を挟^さみ
て嫉視^{しっし}せらるる事あるやも測^{はか}り難^{がた}きことは須^{すべから}く覚悟^{おひ}せざるべからざる所にこれ有^{おひ}候^{こと}。
即^{すなわ}ち当務各位^{その}は其事務^{しんみつ}に関して特に慎密^{しんみつ}なる注意^{おひ}を払われ、万事政府^{ばんじ}の命令^{じゆんぼう}に遵奉^{じゆんぼう}し現品
に帳簿^はに將^はた商談^{いんせい}に終始^と一点^いの陰影^{いたたく}を留^こめざる様致^{ひと}度。此の如きは独^こり此の時局^{じきよく}に処^{しよ}して

当店奉公の務を完うする所以なるのみならず亦実^{また}に将来^{いくた}幾多^{いくた}国家的事業^{しゅうし}を終始する基礎を築^{きず}く所以^{ほかに}に外ならず。何卒、各位の一致協力に依り此の事業有終の美を済^なし度切望^{たくせつぼう}に不堪^{たえげそうろう}候。

右（上）特に小生より呈婆言度如此御座候。敬具

尚諸帳簿記録往復文書等は何時検査を受くるも一点の誤りなき様、常に御整理置相成度特に切望^{いたしそうろう}致候。

七月以来追々内地米品がすれにして外米を要する事最も緊要なる時に当り、当店の着荷他の指定商よりも豊富なりしは社会のため幸なりしならんが当店にとりては是が禍の種とならんとは夢想だもせざりし所なり。

今 8 月 5 日神戸外米在荷を示せば左（下）の如し。

| | |
|----|---------------------|
| 三井 | 7000 袋 |
| 湯浅 | 2 万袋 |
| 鈴木 | 13 万 8000 袋 |
| | 7 万 5000 呔（朝鮮米大阪在荷） |
| 其他 | 5000 袋 |

茲に於てか各地より外米注文のため雲集する人士は当店へ当店へと詰め寄せ 8 月 5 日より 10 日に至る間は一日の外米買取希望者は 200 名より 300 名に上り係員一同応接に違なく昼夜追通しに寝食を忘れて外米配給の事務に鞅掌せり。然るに右（上）表の如く他指定商の在米甚だ尠なく、当店のみへ天下の全顧客が集りたる事とて如何に八面六臂の活動をなすとも当店一人を以て天下の全人士を満足せしむべきは到底不可能なり。茲に於てか最も外米輸入配給に尽しつつある当店が却て民衆の怨府となるが如き奇妙なる現象を呈したるは遺憾に堪えず。

右（上）の如く誠意誠心国家的観念を以てせる努力に報いらるるに残忍なる焼打を以てせらる、然かも吾人の誠意は是に依て根底を動かさるる如きものに非ず。12 日夜 8 時半暴徒の来集に遭いて不得止燈を消して外米配給の事務を中止したれども焼打たれし翌日午前 8 時より焼跡附近の家屋に於て諸種の不便と云うべからざる苦痛を忍びて焼跡に立ち上る余燼を眺めつつ悲憤の暗涙を呑んで配給の事に従いたり。是がため一般需要者に迷惑を及ぼさざる事を得たるは僅かに慰むる所なり。

尚、特に事情急迫せる富山県、和歌山県、高知県等への出貨には多大の犠牲を忍んで迅速に事を処理したる外、左（下）記の如く各市町村へは特に便宜を与えたり。

即ち神戸市へは 8 月 8 日より 6000 袋のラングーン米を供給し倉出運搬賃販売費用等を加算して石 20 円に及ぶべきを 19 円に販売すべきを神戸市に慫慂し其歛損は当店之を負担し 8 月 8 日尼崎、西宮、鳴尾、大庄、今津村へ 19 円 50 銭にて廉売せられんことを建議して其差額を負担し 8 月 14 日より 60 日間の廉売米を供給し且又当店清水製油工場、徳山精錬所、

播磨造船所、鳥羽造船所等に於て工場事務員を使役して地方民のために外米販売の事に当らしめ門司、下関、高知（此の3地は該地方の請求を待たず当店より進んで配給せり）、徳島、岡山、大阪、堺の各市役所等へ特に迅速敏活なる配給をなし^{しゅうききゆう}焦急の際供給を潤沢ならしめしは誠に欣快とする所なり。

実際^{じっさい}当店は終始一貫、当局の意のある^{ところ}処^{たい}を体し社会のため一片の私心なく米価調節、供給補充のため^{じんすい}尽瘁したるを以て一部暴民の誤解を招きたるは当店の不徳の致す^{いた}処^{ところ}とは云え衷心^{ちゅうしんかえり}顧みて一点疚しき所なきなり。

回顧すれば8月11日の事なりしが当店重役は折から下神中なりし外米管理部河合業務課長及び鈴木事務官^{おとな}を訪い追て入津すべき外米は数に於て供給補充をなすに或は充分なるべきも最も米価^{きやうはん}狂奔せる当時に今少しく外米の入着を大ならしむれば一服の頓服薬を投ずるの効はあるべきを以て最も^{しゅうび}焦眉の急に迫れる北陸地方のために伏木へ、四国中国のために宇品へ、岐阜、愛知、静岡等のために清水港及び四日市等へ香港在荷のサイゴン米を買付け便船を以て輸入せんか右(上)地方の焦眉の急を救うと同時に新潟加賀地方並に土佐新米走りを都会に吸収し得べきを以て予定数を超ゆるとも香港廻りサイゴン米買附をなさん事を力説したるに早速承諾を与えられたるにつき香港に於て8月積として2万2300袋を買付け順次入着し予定以外に此数量を以て最も米不足に苦しめる高知県、水害の為困窮せる鳥取、島根県及石川県等へ配給し得たり。

8月中頃より遽かに香港に打電し8月中に積出すべきもの2万2300袋を買附て積出したるは^{すく}尠なからざる苦心と迅速なる行動を要せし所なるも各県へ配給の上に多少の便宜を得たる事は政府当局者の果断の^{たまもの}賜なり。爾来外米配給の事は各地方庁に取纏め農務省より配給を各指定商に命令する事となりたり。

第3章 朝鮮米取扱始末

大正7年4月外米管理令の実施せらるるや我鈴木商店も亦指定商に選ばれしかば前章既に述べたる如く奉公の誠を尽して事に当りしがラングーン米、サイゴン米の輸入以外尚何等かの方策を講ずるの極めて必要なるを信じ眼を台鮮米に^{こと}注ぎ殊に朝鮮よりの移入高は大正4年に於て202万6000石に及びたる位にして朝鮮の輸出余力充分なる上に朝鮮へ^{あわ}満州粟の輸入及び外米の輸入をなさんか鮮米の内地移入高頗る多額に上るべきを考え5月初旬、策を建て外米管理部に進言する所ありしに超えて**6月政府より約20万石を極めて秘密に買付くべき旨の命令**ありたり。^{すなわちそのだいようひだりのごとし}即其大要如左(下)。

1. 鈴木商店は約20万石以内の朝鮮米の買入を為すこと
2. 鈴木商店が朝鮮米の買入及売渡に依りて万一損失を受けたるときは政府之を補給し、利益を生じたるときは政府之を取得す
3. 朝鮮米の売出価格は政府之を指定す
4. 鈴木商店の取扱手数料は外国米の半額見当とし追て協議のこと
5. 本件に付ては政府の発表する迄秘密を守る事

茲に於てか到底鈴木商店の名義を以ては低価に買附をなす事の困難なるを感じ**当局者の同意を得て大阪市小西辰次郎氏に委するに鮮米買付の事を以てせり**。小西氏は6月中朝鮮に在りて約33万^{かます}呎を玄米平均代価24円70銭見当にて買集めたり。是に大阪へ運賃石2円20銭、東京へ3円25銭外に雑費を加えば大阪東京平均約28円70銭に当る。抑も小西をして鮮米買付の任に当らしめたる所以は産地に於ける価格暴騰を惹起せざる様、充分の注意を為すの要ありしに由る。而も同人は米商人なるが故に買付に当って或は多少の商略を用いたるやも知らずと雖も能く政府の命令を遵奉し且つ当店の主旨を体し大過なく其の任務を全うしたるを疑わず。

右(上)33万^{かます}呎の内、半数づつ東京、大阪の2市に配分し東京にては精米業者に賃^{ちんづ}掲きせしめ、大阪にては産地白米を市公設市場にて玄米を精米業者へ時価より稍下値にて東京、大阪各地一日約2000石、即ち両市の消費量の約3分の1を供給するの策を建て8月5日より左(下)の方法により販売を開始せり。

今東京並に大阪市の譲渡す迄の大阪に於ける政府の命令せる販売方法及値段を記せば次の如し。

大阪に於ける販売法

1. 販売開始 8月5日
1. 販売範囲 大阪市並にその直接附近地方にて汽車又は船積になさざる地域
1. 売渡先 玄米は大阪市中信用ある精米業者へ一日百石以内、精米機能力に応ずること。
産地白米は大阪市公設市場にて一般消費者へ売ること。
1. 売値 玄米釜山三等を標準として倉渡し33円、産地白米37円より売り初め時価に従い上下すること。
1. 条件 現金引替契約後三日以内引取のこと

其後、大阪市の希望により、8月11日残高約5万石を大阪市へ政府の命令せる値段玄米31円50銭を以て売渡したり。

東京に於ける販売法

1. 販売開始 大阪同様8月5日
1. 品質 全部白米を以てす
1. 場所 左(下)の三所に於て委託販売せり
東京精米株式会社
共盛精米株式会社
共同精米株式会社

其他の条件大阪と同じ、但し精米費及委託条件の契約は農商務省立合の上、之を決定せり。

当時は丁度田舎に於て内地米、品がすれにて都会へ廻米非常に減少せる際とて東京大阪

二市場は仮令その数量 6 万石づつは少量なりと雖も供給補充に大功ありしは識者の認むる所、若し夫れ此の朝鮮米 12 万石が米価奔騰天井知らずの概ありし 8 月初旬に東京大阪に存在せざりしならんには東京大阪の両市は殆ど飢饉に近き惨状を呈したるならん。

8 月初旬東京の在米僅かに 8 万俵にして東京市民を 1 週間支うる能わざる状態にありたる際、右 (上) 鮮米の大輸送を敢行して焦眉の急を救いたるは当局者の熟知せらるる所なり。唯惜むらくは諸種の事情に阻止され鮮米買附高予定数量に及ばざりしと雖も米価調節に特功ありし事は鮮米買附の事情を市場にて知悉せし時、左 (下) の如き暴落を呈したるを以ても知るべきなり。

大阪定期市場 8 月切

6 月 24 日 26 円 77 銭

7 月 3 日 24 円 80 銭

7 月 6 日 21 円 20 銭

右 (上) の如く仮令一時たりとも米価調節に効ありたる外、田舎より都会へ出穀の端堺に於て東京、大阪両市を 1 か月間支うるだけの供給をなし得たる事は吾人の心中愉快とする所なり。然るに何ぞ計らん又もや某紙は鈴木は朝鮮米廉売の美名の下に隠れて暴利を貪りつつありとの蜚語を流布せり。是は朝鮮にて旗売 (空売) をなして損失を蒙りたる某等の中傷的流言その因をなしたるべく想像せらる。

最も当時の鮮米売値白米 37 円は買値段より見て利益を生ずべき値段なるは勿論なれども、是より生ずる利益は農商務省の取得する所なるを以て之を公表するや又しても某紙は石 1 円の手数料を貪り居れりと称して実際百斤 15 銭の薄口銭なるにも拘らず天下を欺き、我商店を譏誣せしため世間の誤解を招きたる事、遺憾に堪えず。

右 (上) の如き利益を生ずる値段にて売却したるは当店として好まざる所なるも時価より大なる値轄にて販売する事は他の鮮米輸入業者の移入の企を阻止し米価調節の主旨に反するを以て不得止農商務省の命によりて右 (上) の値段にて発売せる所以は有識者の是認する所なるべし。今本店が決して暴利を貪るものに非ざることは左 (下) の 8 月 13 日片山外米管理部長が公表せる所を摘記せば明瞭ならん。

『 鮮米の輸入 5 月末頃に於ける朝鮮米の移出余力は約 40 万石の見当にして而も船腹の欠乏、汽車運輸の困難等の為、容易に内地に輸入する事能わざる状態なりしを以て政府に於ても朝鮮米の移入を計るを得策とし之に着手せり。

鈴木と契約 鈴木商店に命じて朝鮮米を買入れしめたる条件中重なる事項左 (下) の如し。

1. 手数料は 1 石 37 銭 5 厘 1 担 (=1 俵=100 斤) 15 銭とす
2. 鈴木商店が朝鮮米の買入及売渡に於て万一損失ある時は政府之を補給し、利益を生じたる時は政府之を取得す (政府の取得したる利益は外国米に支払うべき補給金に充当する都合なり)
3. **朝鮮米の売出価格は政府之を指定す (1 石 37 円となしたるは一般商人の朝鮮米移**

入を促進し且朝鮮米の市場に影響を及ぼす事なからしめんが為なり)

4. 政府の発表する迄秘密を守るべし

大阪に於ける朝鮮米は全部鈴木商店より大阪市へ玄米 1 石 31 円 50 銭を以て売渡さしめたり（此値段は市の白米小売値段の奔騰に伴い上下する条件なり。従って目下小売値段を 35 銭としたるより大阪市への売渡し値段は玄米 1 石 29 円 20 銭となりたる訳なり）』

結 論

以上章を重ね鈴木商店の米価問題に対し為せる所の顛末を闡明したるが虚心坦懐之を讀過せられたる公平なる諸君は当店が如何に誠意を竭して時勢の急に応じたるかを了解せられたるべく同時に当店が当然社会より感謝せらるべき筈なるに却て惨酷なる迫害を以て報いられたるの非道無法を認められたるなるべし。然れども当店は決して他を怨まず自ら其の不徳を責めて益々国家社会の為に貢献する所あらむことを期す。由来商業界には常に売方買方の二方面ありて其の取引の結果に依り一方より他方を妬み、時として種々の悪声を放ち中傷するもの尠なからず。又時として之を利用し故意に当店を関係なき政争の渦中に捲き込み其の傍杖を喰わして快とせる者も尠なからざりき。此等厭うべき陰謀の為に全く事情に通ぜざる世人をして大なる誤解に陥らしめたるは最も遺憾とせざるべからず。今や幸いに従来の誤解者を釈然たらしめ、本来鈴木商店の主義とする所を正解せしむるに至らば所謂雨降って地固まるの譬の如く、当店今回の不幸は転じて他日の幸福となるべく吾人は之を庶幾して以て自ら大いに慰め且励みつつあるなり。公平なる読者冀くは吾人の微衷を諒せられんことを。

大正 7 年 12 月 合名会社 鈴木商店